

第3章 一般輸入麦の販売

I 食糧用輸入麦（食糧法第42条）

第1 販売する食糧用輸入麦及び販売に際しての条件

1 販売する食糧用輸入麦

農産局長は、製粉用、味噌用、醤油用等であって、その目的に合った製品の製造又は加工に係る設備を有している者に対し食糧法第42条第1項の規定に基づき食糧用として輸入した麦（以下「輸入麦」という。）を随意契約により販売する。

2 販売に際しての条件

農産局長は、第2の買受資格者（買受資格者が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。）が別紙3-I-2の記の1若しくは2のいずれかに該当する者又は指名停止等措置要領により指名停止を受けている者若しくはこれに相当する者（指名停止等措置要領別表第1又は第2の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者をいう。）として農産局長が認める者（以下「指名停止者等」という。）に対する輸入麦の転売、貸借その他の処分及び当該輸入麦に係る変形加工その他の業務の委託を禁止する。

第2 買受資格者の決定

1 買受資格者の要件

買受資格者の要件は、次に定める要件の全てを満たす需要者（麦を原料とした製品の製造又は加工を業とする者（団体を除く。）をいう。）又は団体（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された協同組合及び協同組合連合会のうち、主として麦を原料とした製品の製造又は加工を業とする法人又は個人を構成員とするものであって、麦又はその加工・調製品の売買行為を行うものをいう。）とする。

- (1) 買受目的（製粉用・醤油用等の輸入麦の使用目的をいう。）に合った設備を有している（団体の場合は、当該団体の構成員が買受目的に合った設備を有している）こと。
- (2) 申請者（代表者、代理人及び役員を含む。）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあっては、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- (3) 5の(1)又は(2)により買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

2 資格申請手続（細則第52条及び第53条）

(1) 定期審査

農産局長は、定期審査を3年に1度行う。

(2) 申請時期

資格審査の申請の時期については公示をした日から農産局長が別に定める期間とし、貿易業務課で受け付ける。

(3) 申請方法

農産局長は、申請者から「輸入麦買受資格承認申請書」（以下「承認申請書」という。）（様式 3-I-1）及び次に掲げる書類を提出させる。

ア 需要者の場合

- (ア) 工場等設備状況報告書（別紙様式 1）
- (イ) 営業経歴書（現在行われている事業の全てが記載されているもの）
- (ウ) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- (エ) 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- (オ) 納税証明書
- (カ) 誓約書（別紙様式 2）
- (キ) 名称等の公表に関する同意書（別紙様式 3）
- (ク) その他審査に必要と認めた書類

イ 団体の場合

- (ア) 団体の定款
- (イ) 団体の事業計画書
- (ウ) 団体の共同購入に参加する構成員の名簿（以下「共同購入者名簿」という。）
- (エ) 団体及び共同購入者（共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。）ごとの工場等設備状況報告書（別紙様式 1）
- (オ) 団体及び共同購入者ごとの営業経歴書（現在行われている事業の全てが記載されているもの）
- (カ) 団体及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- (キ) 団体の財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- (ク) 団体の納税証明書
- (ケ) 団体及び共同購入者ごとの誓約書（別紙様式 2）
- (コ) 団体及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書（別紙様式 3）
- (サ) その他審査に必要と認めた書類

(4) 現地確認

農産局長は、資格申請を受け付けるときは、必要に応じて、当該需要者等が買受目的に合った設備を有しているか現地確認を行う。

なお、当該需要者等が団体の場合は、必要に応じて、その構成員（買受資格者として承認されているものを除く。）の設備を確認する。

(5) 定期審査の公示

農産局長は、(2)の公示を農林水産省ホームページに掲載する方法をも

様式 3-I-1

(P. 麦販-23)

【輸入麦買受資格承認申請書】

別紙様式 1

(P. 麦販-24)

【工場等設備状況報告書】

別紙様式 2

(P. 麦販-25)

【誓約書】

別紙様式 3

(P. 麦販-26)

【名称等の公表に関する同意書】

つて、公示する。

(6) 隨時審査

農産局長は、(1)の定期審査のほか、資格の申請があった際に、隨時、審査を行う。この場合の手続は(3)及び(4)の規定に準じる。

3 隨意契約登録者名簿の作成及び資格審査結果の通知（細則第 54 条、第 55 条、第 56 条及び第 83 条）

(1) 入札・契約手続審査委員会の承認（入札・契約手続審査委員会会則 1）
農産局長は、入札・契約手続審査委員会（以下本章において「委員会」という。）に申請者が 1 の買受資格者の要件を満たしているかを諮る。

(2) 買受資格者の決定

農産局長は、(1)の委員会の結果、申請者が 1 に掲げる要件をすべて満たしていると認めるときは、当該申請者を食糧用輸入麦の買受資格を有する者（以下本章において「買受資格者」という。）と認める。

なお、食糧用輸入麦の買受資格を有すると認めるときは、第 4 章 I 第 3 の 4 の(2)の買受資格を有する者とみなす。

(3) 資格の有効期間

買受資格の有効期間は資格を取得した日から 3 年以内とし、その期限は 2019 年以後 3 年ごとの各年の 11 月末日までとする。

(4) 買受資格者名簿の作成及び通知（細則第 83 条）

農産局長は、(2)により買受資格者と認めた場合は、輸入麦の買受資格を有する者の名簿（「随意契約登録者名簿」という。）を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。なお、申請者への通知は、買受資格者と認めた場合には「資格確認通知書」（様式 3-I-2 の 1）により、買受資格者と認めなかった場合には「通知書」（様式 3-I-2 の 2）により、それぞれ行う。

(5) 買受資格者の公表

農産局長は、随意契約登録者名簿を農林水産省ホームページに掲載する。また、同名簿を貿易業務課に備え置くとともに、地方農政局等に備え置き、希望者に閲覧させるよう地方農政局等に指示する。

4 変更の届出（細則 57 条）

- (1) 農産局長は、買受資格者（団体の場合は構成員を含む。）について、承認申請書に記載した内容に変更（合併、分割等による場合を含む。）があったときは、当該買受資格者に対し、「輸入麦買受資格変更届」（様式 3-I-2 の 3。以下「変更届」という。）を提出させる。
- (2) 農産局長は、(1)の変更届の提出を受け、必要に応じて随意契約登録者名簿の内容を速やかに変更する。
- (3) 農産局長は、工場所在地に変更があった場合等においては、必要に応じて、2 の(4)に定める現地確認を行う。

様式 3-I-2 の 1

(P. 麦販-27)

【資格確認通知書】

様式 3-I-2 の 2

(P. 麦販-28)

【通知書】

様式 3-I-2 の 3

(P. 麦販-29)

【輸入麦買受資格変更届】

5 買受資格の停止又は取消し（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 59 条及び第 85 条、予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条）

(1) 農産局長は、買受資格者が米基本要領第 1 章 I の第 3 の 5 の(1)に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、当該買受資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

なお、米基本要領第 1 章 I 第 3 の 5 の(1)なお書、(2)、(3)及び(4)の規定は、買受資格者について準用する。

(2) 農産局長は、次に掲げる場合には、買受資格者の資格を取り消すものとする。

ア 買受資格者が、過去 1 年以上、食糧法第 42 条の輸入麦の買受けを行っていない場合

イ 買受資格者が第 2 の 1 の資格者の要件を満たさないと認められる場合

ウ 買受資格者が第 6 の 12 により受領した荷渡指図書（買受資格者が第 4 章 I 第 7 の 6 の(3)により受領している場合には、当該荷渡指図書も含む。）を譲渡し、又は担保として提供した場合

エ 農産局長が細則第 59 条に準じ、買受資格者が契約の相手方として不適当であると認める場合

オ 買受資格者の申出に基づく場合

(3) 農産局長は、(1)又は(2)により買受資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、「買受資格停止通知書」（様式 3-I-2 の 4）又は「買受資格取消通知書」（様式 3-I-2 の 5）によりその旨を当該者に通知する。

6 買受資格者の特例

第 5 の 2 後段ただし書きの規定により、別紙 3-I-1 に掲げる銘柄以外の銘柄の買受申込みを受け付ける必要があると農産局長が認めた場合は、食糧用特別売買麦買受資格者を第 2 の 3 の(2)の規定により承認された買受資格者とみなす。

第 3 買受人窓口

1 農産局長は、買受資格者に対し、輸入麦売買契約の履行における買入受託者との連絡調整のために、買受人窓口を設置させる。ただし、第 2 の 6 の買受資格者にあっては、この限りでない。また、買受人窓口を設置したときは、「輸入麦売買契約の履行に係る買受人窓口届出書」（様式 3-I-3 の 1）により、その旨を報告させる。

2 農産局長は、買受人窓口に対して、買入受託者との間で円滑な輸入麦売買契約の履行に必要な連絡調整を行わせるほか、買受人窓口が買入受託者から以下の書類の提出を受けたときは、これを速やかに第 4 の 1 の(3)の事前申込人又は第 6 の 4 の買受予定人に提出させる。なお、第 2 の 6 の買受資格者

様式 3-I-2 の 4

(P. 麦販-30)

【買受資格停止通知書】

様式 3-I-2 の 5

(P. 麦販-31)

【買受資格取消通知書】

様式 3-I-3 の 1

(P. 麦販-32)

【輸入麦売買契約の履行に係る買受人窓口届出書】

にあっては、買入受託者との連絡調整や書類の提出を直接行わせることとする。

- (1) 輸入麦積来船動向報告書
- (2) 配船予定報告書
- (3) 計画書及び荷捌計画書

3 農産局長は、買受資格者が買受人窓口を変更する場合は、買受資格者に対して、速やかに「輸入麦売買契約の履行に係る買受人窓口変更届出書」(様式3-I-3の2)により、変更の報告をさせる。

4 農産局長は、1又は3の報告があった場合には、速やかに輸入麦の買入資格者として承認されている者に通知する。

様式3-I-3の2

(P.麦販-33)

【輸入麦売買契約の履行に係る買受人窓口変更届出書】

第4 買受事前申込みの受付及び買受事前申込みに係るバース、保管場所の決定等

1 買受事前申込み

(1) 農産局長は、農産局長が必要と認めた場合には、第5の買受申込みに先立って、買受けの事前申込み(以下「買受事前申込み」という。)を受け付ける。

また、施行日前(令和2年6月2日前)に行った「輸入麦買受申込み(事前申込み)」については、買受事前申込みとみなす。

(2) 買受資格者は、「輸入麦買受事前申込書」(様式3-I-17。以下「買受事前申込書」という。)により、輸入麦の買受けを希望する月ごとに、農産局長が別途指示する期限までに買受事前申込みを行う。

なお、買受事前申込書に記載できる輸入港、バース及び銘柄は、別紙3-I-1のとおりとし、1銘柄・1輸入港当たり、原則として1バースを選択するものとする。また、買受事前申込みを行った時点でバースが確定していないときは、買受事前申込書に複数のバースを記載することができる。

ただし、別紙3-I-1以外の輸入港及びバースにおける買受事前申込みを受け付ける必要があると農産局長が認めた場合に限り、買受資格者は、買受事前申込書に第1章の輸入麦買入委託契約書(飼料用麦輸入の場合)付録2第1のIの2の表に規定された輸入港及びバースを記載することができる。

(3) 農産局長は、(2)の買受事前申込みを踏まえて買入受託者との間で輸入麦買入委託契約を締結した場合は、当該契約書に定める船積期間の開始までに、当該契約の買入受託者に対し、「輸入麦事前申込人情報通知書」(様式3-I-18)により、買受事前申込みを行った買受資格者(以下「事前申込人」という。)に係る情報を通知する。

(4) 事前申込人は、不可抗力その他事前申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、買受事

様式3-I-17

(P.麦販-57)

【輸入麦買受事前申込書】

別紙3-I-1

(P.麦販-15)

【買受申込書に記載できる輸入港、バース及び銘柄】

様式3-I-18

(P.麦販-58)

【輸入麦事前申込人情報通知書】

<p>前申込みを行った輸入麦に係る第5の買受申込みをしなければならない。</p> <p>(5) 事前申込人は、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3-I-2)について買受事前申込み前に確認しなければならず、買受事前申込書の提出をもってこれに同意したものとする。</p>	<p>別紙3-I-2 (P.麦販-16) 【暴力団排除に関する誓約事項】</p>
<p>2 バース、保管場所、特定保管場所及び販売場所の決定</p> <p>(1) 事前申込人は、買受事前申込みに係る輸入麦を買受けする場合は、買受人窓口又は買入受託者から提供される積来船の動向を踏まえ、積来船が入港する予定日の概ね7日前までに、バース及び保管場所(第1章第2の1の(2)に規定する保管場所)を決定し、「バース及び保管場所通知書(買受事前申込み分)」(様式3-I-19の1)により農産局長及び買入受託者に報告する。</p>	<p>様式3-I-19の1 (P.麦販-59) 【バース及び保管場所通知書(買受事前申込み分)】</p>
<p>また、保管場所から特定保管場所(第2章に基づき輸入麦の保管を行う場所)及び販売場所(第6の12に基づき農産局長から買受予定人に輸入麦の所有権が移転する場所)への運送を予定する場合は、「特定保管場所及び販売場所通知書(買受事前申込み分)」(様式3-I-19の2)により、農産局長に報告し、当該通知書の写しにより、関係する倉庫業者及び運送業者に送付する。</p> <p>(2) (1)の決定に当たっては、事前申込人は、保管場所、特定保管場所、販売場所の要件を満たし、かつ、搬入を予定している数量(以下「搬入予定数量」という。)を収容できる場所を確保の上、決定する。</p>	<p>様式3-I-19の2 (P.麦販-60) 【特定保管場所及び販売場所通知書(買受事前申込み分)】</p>
<p>(3) 農産局長は、港湾事情等により保管場所の確保が困難な場合は、事前申込人及び買入受託者との間で調整するとともに、必要に応じて指示を行う。</p> <p>(4) 事前申込人は、農産局長から(1)の「バース及び保管場所通知書(買受事前申込み分)」又は「特定保管場所及び販売場所通知書(買受事前申込み分)」の内容について修正の指示を受けた場合は、当該指示に従うものとする。</p>	
<p>また、事前申込人は、農産局長から修正の指示を受けた場合又は不可抗力その他事前申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、当該通知書の内容を変更することができない。</p>	
<p>(5) 農産局長は、事前申込人が(4)の修正の指示に従わないときは、当該事前申込人について、輸入麦の売買契約を締結する意思がないとみなし、当該事実を認定した日から4か月の間、当該事前申込人からの買受事前申込み及び買受申込みを受け付けない。</p>	

第5 買受申込みの受付

- 農産局長は、買受資格者又は事前申込人から、見積合せに先立って、買受けの申込み(以下「買受申込み」という。)を受け付ける。
- 1の買受申込みは、輸入港の銘柄別に100トン以上とする。ただし、輸入麦の輸入港における買受申込みであって、当該輸入港での銘柄別の当該輸入麦の買受申込み数量の合計が500トン以上となる場合はこの限りでない。

<p>3 事前申込人にあっては「買受事前申込みに係る輸入麦買受申込書」(様式3-I-20)により農産局長の指定する期間に買い受ける輸入麦について当該期間の始期の属する月の4か月前の月の20日までに、それ以外の買受資格者にあっては「輸入麦買受申込書」(様式3-I-4)により輸入麦の買受けを希望する月ごとに、当該月の4か月前の月の20日までに、それぞれ買受申込みを行う。ただし、農産局長が特に必要と認める買受申込みの場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>【買受事前申込みに係る輸入麦買受申込書】 (P.麦販-61)</p>
<p>なお、買受申込書に記載できる輸入港、バース及び銘柄は、別紙3-I-1のとおりとし、1銘柄・1輸入港当たり、原則として1バースを選択するものとする。ただし、別紙3-I-1に掲げる銘柄以外の銘柄については、やむを得ない事情等により当該銘柄の買受申込みを受け付ける必要があると農産局長が認めた場合に限り、買受申込書に記載することができる。</p>	<p>【輸入麦買受申込書】 (P.麦販-34)</p>
<p>4 前項後段ただし書の場合において、買受申込書に記載できる輸入港及びバースは、別紙3-I-1に掲げる輸入港及びバース又は植物防疫法施行規則第6条第1項第1号に掲げる港とする。ただし、農産局長が別紙3-I-1に掲げる銘柄の一又は複数を代替するものとして当該銘柄以外の銘柄の買受申込みを認めた場合は、別紙3-I-1においてその代替される銘柄に関して定められた輸入港及びバースを記載するものとする。</p>	
<p>5 買受資格者は、買受申込みを行った時点でバースが確定していないときは、買受申込書に複数のバースを記載することができる。</p>	<p>【買受事前申込みに係る販売計画書】 (P.麦販-62)</p>
<p>6 事前申込人は、2の「買受事前申込みに係る輸入麦買受申込書」に加えて、「買受事前申込みに係る販売計画書」(様式3-I-21。以下「販売計画書」という。)を農産局長に提出するとともに、販売計画書の写しを関係する倉庫業者及び運送業者に送付する。</p>	<p>【買受事前申込みに係る販売計画書】 (P.麦販-62)</p>
<p>7 5の販売計画書を提出した者は、農産局長から販売計画書について修正の指示を受けた場合は、当該指示に従うものとする。また、当該者は、販売計画書(販売計画数量の月別・旬別内訳を除く。)について、農産局長から修正の指示を受けた場合又は不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、変更することができない。</p>	
<p>8 農産局長は、事前申込人が自らの買受事前申込みに係る買受申込みを行わないとき又は5の販売計画書を提出した者が6の修正の指示に従わないとときは、これらの者について、売買契約を締結する意思がないとみなし、当該事実を認定した日から4か月の間、これらの者からの買受事前申込み及び買受申込みを受け付けない。</p>	
<p>9 2の買受申込みを行った買受資格者(以下「買受申込人」という。)は、不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、買受申込みを行った輸入麦</p>	

に係る見積合せに、必ず参加しなければならない。

- 10 買受申込人は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙 3-I-2）について買受申込み前に確認しなければならず、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。

第6 販売手続

農産局長は、特に必要と認める場合を除き、買受申込みを受けて、輸入麦の販売に係る見積合せを行う。

1 販売の通知

- (1) 食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長（以下「農産局長（契約担当官）」という。）は、輸入麦の販売に係る見積合せを行う場合は、次の事項を記した「輸入麦販売に係る見積合せの実施について」（様式 3-I-5 の 1）又は「輸入麦販売に係る見積合せの実施について（買受事前申込みに係る買受申込み分）」（様式 3-I-22）及び「販売ロット表」（様式 3-I-5 の 2）を公示するとともに、買受申込人に対し通知する。

- ア 販売対象麦の種類
- イ 銘柄及び数量
- ウ 引渡条件
- エ 現品引渡日
- オ 見積合せに参加する者に必要な資格
- カ 契約条項を示す場所
- キ 見積合せの日時及び場所
- ク 見積書に関する事項
- ケ 見積りの無効に関する事項
- コ 買受予定人の決定方法
- サ 契約締結期限
- シ 契約の締結に関する事項
- ス その他必要な事項

- (2) (1)の通知は、見積合せの日の 2 日前までに行う。

ただし、急を要する場合においては、その限りでない。

- (3) 会計年度末の販売については、3 月 28 日までに現品の引渡しを完了させる。

なお、当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める休日の場合はその直前の開庁日とする。

2 予定価格

- (1) 農産局長（契約担当官）は、輸入麦の産地及び銘柄を勘案し、「販売ロット表」（様式 3-I-5 の 2）に記載されているロットごとに販売予定価格を定める。

様式 3-I-5 の 1

（P. 麦販-35）

【輸入麦販売に係る見積合せの実施について】

様式 3-I-22

（P. 麦販-63）

【輸入麦販売に係る見積合せの実施について（買受事前申込みに係る買受申込み分）】

様式 3-I-5 の 2

（P. 麦販-38）

【販売ロット表】

(2) 農産局長（契約担当官）は、販売予定価格の作成に当たっては、直接契約に関係する職員を関与させてはならない。

(3) 農産局長（契約担当官）は、販売予定価格を厳重に取り扱うとともに、これを公表又は提示してはならない。

3 見積合せの実施

(1) 農産局長（契約担当官）は、見積合せを実施する場合は、買受申込人に對し、「見積書」（様式 3-I-6）を提出させる。

(2) 農産局長は、買受申込人が自らの買受申込みに係る見積書を提出しないときは、当該買受申込人について、売買契約を締結する意思がないとみなし、当該事実を認定した日から 4か月の間、当該買受申込人からの買受事前申込み及び買受申込みを受け付けない。

4 買受予定人の決定

(1) 農産局長（契約担当官）は、以下により買受予定人の決定を行う。

ア 販売予定価格以上の価格の申込みを行った買受申込人であると認められた者のうち、申込価格の高いものから順次販売可能数量に達するまでの買受申込人をもって買受予定人とする。

イ 買受可能となるべき同一価格の申込みをした買受申込人が 2 人以上あるときは、申込数量の多い者から順次買受予定人とする。

ウ 買受可能となるべき同一価格、同一数量の申込みをした買受申込人が 2 人以上あるときは、直ちに当該買受申込人にくじを引かせて買受予定人を決定する。

エ ウの場合において、情報管理システムを利用した見積合せの場合は、買受申込人に代わって、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせる。

オ アからエまでの場合において、最後の順位の買受申込人の申込数量が他の買受予定人の買受予定数量と合計して販売可能数量を超える場合は、その超える数量については申込みがないものとする。

(2) 次の各号のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

ア 買受資格がない者がした申込み

イ 見積書の提出に際し、虚偽の申告をした者がした申込み

ウ 見積価格を訂正した申込み、円未満の端数を付した申込みその他所定の記載方法によらない申込み

エ 同一人が、同一ロットに対し 2 通以上の見積書を提出して行った申込み

オ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者がした申込み

カ 1 の販売の通知において見積書の提出に關して制限を設けた場合に、その制限に反して見積書を提出した者の申込み

キ 買受申込みの内容と異なる申込み（不可抗力その他買受申込人の責に

様式 3-I-6

（P. 麦販-39）

【見積書】

帰さない事由によりやむを得ないと農産局長が認めたときを除く。)

ク 暴力団排除に係る誓約事項（別紙3-I-2）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み

(3) 農産局長（契約担当官）は、見積合せの結果、販売予定価格以上となる申込数量の合計が販売可能数量に達しない場合は、初度の買受申込人のうち、販売予定価格に達しない価格で申込みを行った買受申込人のみに周知の上、その達しない数量について、再度見積合せを行うことができる。

再度の見積合せは、初度の見積合せの継続延長として行うため、初度の販売条件及び予定価格の変更は行わない。

(4) 農産局長（契約担当官）は、(1)の買受予定人を決定したときは、速やかに、買受申込人に対し当該買受申込人の見積合せの結果を通知する。

5 売買契約の締結

(1) 農産局長（契約担当官）は、4により買受予定人を決定したときは、1の(1)で通知した契約締結期限までに当該買受予定人に「輸入麦壳買契約書」（以下「売買契約書」という。）（正本2部）を作成させる。

(2) 売買契約は、農産局長（契約担当官）及び買受予定人（その代理人を含む。）が「売買契約書」に記名押印することにより成立する。

(3) (2)により農産局長（契約担当官）が記名押印したときは、当該売買契約書の正本1部を買受予定人に送付する。

(4) 農産局長（契約担当官）は、(2)により売買契約を締結した際は、当該売買契約に係る輸入麦の買入受託者に対し、「輸入麦壳買契約締結通知書」（様式3-I-7）により、当該売買契約に係る買受予定人（買受事前申込みを行った買受予定人を除く。以下7、9(1)及び13(2)において同じ。）に係る情報を通知する。

6 契約保証金（会計法第29条の9）

(1) 農産局長（契約担当官）は、会計法第29条の9に基づき、国と契約を結ぶ買受予定人に対し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金を免除することができる。この場合においては、買受予定人から次の各号の一に該当することを証する書類（ウの(ア)又は(イ)に該当する場合は、直前事業年度における決算報告書又はこれに準じる資料とする。）を徴し、確認の上、買受予定人に契約保証金の免除を通知する。

ア 買受予定人が物品の販売代金を即納する場合

イ 買受予定人が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合

ウ 買受予定人が次のいずれかに該当し、資産信用ともに確実であること

【輸入麦壳買契約書】

様式3-I-7

(P.麦販-40)

【輸入麦壳買契約締結通知書】

から契約保証金の納付の必要がないと認められる場合

- (ア) 自己資本比率（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 440 条に定める貸借対照表の総資本に対する自己資本（株主資本と評価・換算差額等の和）の比率）が 20 パーセント以上であること
- (イ) 流動比率（会社法第 440 条に定める貸借対照表の流動負債に対する流動資産の比率）が 110 パーセント以上であること
- (ウ) 銀行等の融資証明書（様式 3-I-8。ただし、銀行等の既定の融資証明書について農産局長（契約担当官）が認めるときは、当該融資証明書及び様式 3-I-8 の別紙計算書とする。）を受けられること。
- (2) 契約保証金を免除された買受資格者は、経営の状況等に著しい変更があった場合は、その都度、「経営状況報告書」（様式 3-I-9）を農産局長（契約担当官）に提出する。
- (3) 農産局長（契約担当官）は、経営状況報告書を審査の上、必要に応じて、契約保証金の免除を取り消し、契約保証金を請求することができる。

7 バース及び保管場所の決定

- (1) 買受予定人は、買受人窓口又は買入受託者から提供される積来船の動向を踏まえ、積来船が入港する予定日の概ね 7 日前までに、バース及び保管場所を決定し、「バース及び保管場所通知書」（様式 3-I-10）により、農産局長及び買入受託者に報告する。
- (2) (1)の決定に当たっては、買受予定人は、別紙 3-I-3 に定める保管場所の要件を満たし、かつ、搬入を予定している数量（以下「搬入予定数量」という。）を収容できる保管場所を確保の上、決定する。
- (3) 農産局長は、港湾事情等により買受予定人による保管場所の確保が困難な場合は、買受予定人、買入受託者との間で必要な調整を行う。
- (4) 買受予定人は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 9 条第 1 項の規定による消毒又は第 1 章の規定による貯穀害虫の駆除を実施するためにやむを得ない場合を除き、原則として、(1)により決定されたバース及び保管場所を変更することはできない。

8 搬入予定数量の変更

買受予定人は、搬入予定数量を変更する場合は、次の条件を満たした上で、バース及び保管場所の決定を通知する日までに、「輸入港間の数量の変更報告書」（様式 3-I-11）により、農産局長に対して報告する。これに伴い売買契約の改定が必要なときは、農産局長は、買受予定人と協議の上、売買契約を改定する。ただし、買受事前申込みを行った買受予定人による搬入予定数量の変更は認めない。

- (1) 搬入予定数量の変更を行う輸入港については、全て同じ積来船で輸入麦を搬入すること。

様式 3-I-8

(P. 麦販 41)

【融資証明書】

様式 3-I-9

(P. 麦販-43)

【経営状況報告書】

様式 3-I-10

(P. 麦販-44)

【バース及び保管場所通知書】

別紙 3-I-3

(P. 麦販-16)

【輸入麦の保管場所の要件等について】

様式 3-I-11

(P. 麦販-45)

【輸入港間の数量の変更報告書】

<p>(2) 売買契約数量に変更がないこと。</p> <p>(3) 変更に係る積来船に船積みされた輸入麦について、搬入予定数量を変更しようとする輸入港において買受けを予定している全ての事前申込人、買受予定人及び買入受託者から「輸入港間の数量変更に係る同意書」(別紙 3-I-4) による同意を得ていること。</p> <p>(なお、同意については、年度当初に年間を通じた同意を得得することができるものとする。)</p>	<p>別紙 3-I-4 (P. 麦販-19) 【輸入港間の数量変更に係る同意書】</p>
<p>9 検収予定の通知等</p> <p>(1) 農産局長（契約担当官）は、検収を行う予定の日（以下「検収予定日」という。）が確定したときは、検収予定日の 3 日前までに、検収する予定の輸入麦の売買契約番号、積来船、輸入港、検収場所、原産国、銘柄及び検収予定数量を、「検収予定通知書」(様式 3-I-12) により、当該輸入麦の引渡しを受ける買受予定人に通知する。</p>	<p>様式 3-I-12 (P. 麦販-46) 【検収予定通知書】</p>
<p>(2) 買受事前申込みを行った買受予定人には、売買契約締結後速やかに、それ以外の買受予定人には、検収予定日までに、買入受託者から提出された検査証明書の写し、「成分検査証明書」の写し及び売買契約書付録第 2 に定める安全性に係る証明書の写しにより、それぞれ輸入麦の品位及び安全性を確認する。</p>	
<p>10 買受申出書の提出</p> <p>農産局長（契約担当官）は、買受事前申込みを行った買受予定人に対し、販売予定日ごとに「買受事前申込みに係る麦の買受申出書」(様式 3-I-23) を記入させ、販売予定日の前月 1 日までに提出させる。また、それ以外の買受予定人に対しては、「買受申出書」(様式 3-I-13) (以下「買受申出書」という。)を記入させ、検収予定日の前日までに提出させる。</p>	<p>様式 3-I-23 (P. 麦販-66) 【買受事前申込みに係る買受申出書】</p>
<p>11 代金の納付</p> <p>農産局長（歳入徴収官）は、買受予定人に対し納入告知書及び当該納入告知書に記載された買受代金の内訳を記した明細を発行し、代金納付期限までに買受代金を納付させる。</p>	<p>様式 3-I-13 (P. 麦販-47) 【買受申出書】</p>
<p>ただし、農産局長は、第 1 章第 12-2 の規定に基づき、特別買入れに係る買入委託契約書に定める現品の品位に係る違約金が発生し、買入受託者から当該違約金を徴収した場合は、売買契約上の契約単価から当該違約金相当額のトン当たり単価を差し引いた額により買受代金を算定し、買受予定人に対し納付させる。</p>	
<p>12 引渡方法</p> <p>(1) 輸入麦の引渡しは、輸入麦を保管しているサイロにおける在姿とし、農産政策部長（物品管理官）が発行する荷渡指図書の交付により行う。</p> <p>ただし、買受事前申込みに係る輸入麦の引渡しの場合には、サイロにおける在姿に代えて買受事前申込みを行った買受予定人が指定した販売場</p>	

所での引渡しとができる。

なお、いずれの場合でも、農産政策部長（物品管理官）は、買受代金の納付を確認した上で荷渡指図書を発行する。

- (2) 農産政策部長（物品管理官）は、(1)の規定にかかわらず、農産局長が別に定める場合には、買受予定人に対して荷渡指図書を交付することができる。
- (3) 輸入麦の所有権及び危険負担は、(1)又は(2)の荷渡指図書の交付により、農産政策部長（物品管理官）から買受予定人に移転する。
- (4) 買受予定人が、輸入麦を保管している者から物品（輸入麦）の引取りをするときは、「物品（事業用品）管理事務取扱要領」（平成21年5月29日付け21総食第104号総合食料局長通知）別紙1-1「荷渡指図書及び出庫証による物品引渡しの手引」の第3の2の(3)の規定による。

13 責任の免除

- (1) 農産局長（契約担当官）は、買受予定人に対して輸入麦の数量、品位又は第1章第12の1に定める船積期間若しくは到着期限の遅延において発生した損害を填補する責任を負わないものとする。
- (2) 買受予定人は、農産局長から輸入麦の引渡しを受けた日から1か月以内に買入受託者に対して(1)の損害の填補に係る申出を行い、買入受託者との間で当該損害の填補に係る契約を締結することができる。

第7 需要量等の把握

- 1 農産局長は、麦の輸入を円滑かつ計画的に行うため、買受資格者に対し全体的な麦の需要量についての調査を行う。
- 2 農産局長は、食糧用として輸入する麦の円滑な売渡し及び備蓄運営のため、別紙3-I-5の「製粉・精麦工場需給実績報告について」に基づき、製粉・精麦工場において使用される原料並びに製造される製品の需給及び在庫状況を把握する。

別紙3-I-5

(P.麦販-20)

【製粉・精麦工場需給実績

報告について】

様式3-I-16

(P.麦販-56)

【委任状】

第8 その他

- 1 本要領に規定している事務については、原則として、情報管理システムを利用する。
- 2 農産局長（契約担当官）は、買受資格者が本要領に規定する業務を第三者に委任する場合には、「委任状」（様式3-I-16）を提出させる。

平成31年4月1日付け 30政統第2169号

附 則

（施行期日）

- 1. この通知は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)

2. 旧要領第3章I第2の2の(3)の規定に基づき買受資格者として認められた場合の資格の有効期間は、施行年度の11月30日までとする。

令和3年3月31日付け 2政統第2659号

附 則

(施行期日)

第1条 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和5年2月24日付け4農産第4601号

附 則

(施行期日)

この改正は、令和5年2月24日から施行する。ただし、第3章のIの第6の11のうち納入告知書の明細に係る改正については、令和5年10月1日から施行する。

別 紙 3-I-1

買受申込書に記載できる輸入港、バース及び銘柄

輸入港	バース	銘柄				
		WW	SH	DNS	CW	ASW
小樽	勝納埠頭	○	○	○	○	—
	中央埠頭	○	○	○	○	—
	港町埠頭	○	○	○	○	—
函館	中央埠頭	—	○	○	○	—
	万代埠頭	—	○	○	○	—
仙台塩釜	中野埠頭	—	○	○	○	—
鹿島	昭和産業鹿島工場バース	○	○	○	○	○
千葉	共同サイロバース	○	○	○	○	○
	COバース	○	○	○	○	○
	日本サイロバース	○	○	○	○	○
京浜	大井食品埠頭レバース	○	○	○	○	○
	日清製粉岸壁	○	○	○	○	○
	ニップン岸壁	○	○	○	○	○
	国際埠頭岸壁	○	○	○	○	○
	東洋埠頭岸壁	○	○	○	○	○
新潟	東港 全農サイロバース	○	—	—	○	—
清水	富士見5号岸壁	○	○	○	○	○
名古屋	日清岸壁	○	○	○	○	○
	東グレ岸壁	○	○	○	○	○
	知多埠頭岸壁	○	○	○	○	○
四日市	第3埠頭13番岸壁	○	○	○	○	○
大阪	大阪埠頭サイロ岸壁	○	○	○	○	○
	飯坂製粉サイロ岸壁	○	○	○	○	○
神戸	甲南埠頭岸壁	○	○	○	○	○
	阪神サイロ岸壁	○	○	○	○	○
	昭和産業岸壁	○	○	○	○	○
	東灘トーメンサイロ岸壁	○	○	○	○	○
姫路	姫路港5号岸壁	—	—	○	—	—
水島	瀬戸埠頭Aバース	○	○	○	○	○
	パシグレ水島バース	○	○	○	○	○
広島	外貨第1埠頭	○	—	○	○	—
坂出	林田A号岸壁	○	○	○	○	○
	中央埠頭1号岸壁	○	○	○	○	○
博多	須崎2岸壁	○	○	○	○	○
	須崎3岸壁	○	○	○	○	○
	須崎4岸壁	○	○	○	○	○
	箱崎12岸壁	○	○	○	○	○
	箱崎13岸壁	○	○	○	○	○
那覇	那覇埠頭 1~6号岸壁	○	○	○	○	○

注：上記の銘柄以外の銘柄の買受申込みを農産局長が認めた場合において、当該銘柄に関する買受申込書に記載できる輸入港及びバースは、上記の輸入港及びバースとする。ただし、農産局長が上記の銘柄の一又は複数を代替するものとして当該銘柄以外の銘柄の買受申込みを認めた場合は、その代替される銘柄に関する定められた輸入港及びバースを買受申込書に記載するものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、買受事前申込書又は買受申込書の提出をもって誓約いたします。

別 紙 3-I-3

輸入麦の保管場所の要件等について

1 輸入麦の保管場所の要件

第6の7の(2)に定める保管場所の要件は、次のすべてを満たすものとする。

なお、輸入麦の保管に当たって発生した清掃残さ（搬入時の荷こぼれした麦やベルトコンベア及びサイロ内外に残った麦等であって清掃時に集められたものをいう。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令に則して、廃棄処分又は非食用としての処分を行う。この場合において、飼料用としての使用又は飼料工場を有する者への譲渡を行ってはならない。

- (1) 関税法（昭和29年法律第61号）第42条に規定する保税蔵置場の許可を受けた倉庫（サイロを含む。以下同じ。）
- (2) 庫外投薬機を使用したリン化水素によるくん蒸が可能である倉庫その他庫外投薬機を使用したリン化水素によるくん蒸が可能な倉庫に庫移しを行うために買受予定人があらかじめ寄託契約を締結する等円滑かつ迅速にリン化水素くん蒸を実施できると農産局長が認めた倉庫
- (3)くん蒸指定倉庫（輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づくくん蒸指定倉庫をいう。以下同じ。）その他くん蒸指定倉庫に庫移しを行うために買受予定人があらかじめ寄託契約を締結する等円滑かつ迅速にくん蒸を実施できると農産局長が認めた倉庫
- (4) 輸入麦の出入庫量を確実に計量し得る設備を備えている倉庫
- (5) 貯蔵そう内の輸入麦の温度を測定できる器具又は装置を備えている倉庫
- (6) 輸入麦の適切な保管管理を行うための規程を定めている倉庫
- (7) 積来船ごとに農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する種類、銘柄、等級等に区分して保管管理が可能な倉庫

2 保管場所を所有する倉庫業者が実施する事務

乙は、輸入麦の保管場所を所有する倉庫業者に対し、次に定める事務を実施させる。

- (1) 荷渡指図書（本符）によらなければ、いかなる場合も、また何人にも引き渡さないこと。
- (2) 乙から荷渡指図書（本符）の提示を受けたときは、荷渡指図書の用紙、記載内容、物品管理官名等を確認すること。
- (3) 乙から荷渡指図書（本符）の提示を受けたときは、提示年月日を記入し、倉番（サイロにあってはビンをいう。以下同じ。）までの記入がある場合を除き、自ら倉番を決定し、荷渡

指図書（本符）の該当欄に記入すること。

- (4) あらかじめ乙から荷渡指図書（本符）裏面に記載する買受人の住所、名称、代表者役職・氏名等の情報を入手し、乙から提示された荷渡指図書（本符）と引換えに輸入麦を引き渡すときは、荷渡指図書（本符）裏面の引渡し物品受領確認欄の記載内容とを照合して、乙の真正を確認すること。
- (5) 当該輸入麦の引渡し（麦の搬出を行わないで、在庫のまま乙に所有権が移る場合を含む。以下同じ。）に当たっては、上記(1)～(4)を行った上で、当該荷渡指図書と引換えに、かつ、その記載事項に従い、正当と認められる乙に当該麦を引き渡すこと。
- (6) 乙に対し、輸入麦引渡しの所定の手続を完了したときは、遅滞なく物品管理官あてに引渡報告書（決定倉番、荷渡指図書の提示年月日等を記載した荷渡通知書をいう。）を提出すること。
- (7) 乙が直ちに現品の搬出（出庫）を行わない場合は、その寄託申込みにより別はいとして特定保管（分置保管）し、又は物品管理官及び物品管理官から引渡しを受けた寄託者との混合保管のまま受寄することができる。（原則として倉番別とする。ただし、物品管理官が認めた場合はロット別とする。）
- (8) 乙から寄託物品の出庫請求があった場合には、その荷渡指図書（本符）提示のとき決定した出庫倉番から出庫すること。（なお、出庫後の物品については、これを在庫中の物品と取替えを行わない。）

別紙3-I-4

年 月 日

○○○○製粉株式会社
代表取締役 ○○○○ 殿

会社名
役 職
代表者名

輸入港間の数量変更に係る同意書

○○年○月○日から○○年○月○日までの間に、貴社が農林水産省農産局長と契約締結する輸入麦売買契約に基づき手配する積来船に、当社分の輸入麦が混載されている場合において、貴社が当該本船の輸入港間での搬入数量を当初契約数量から変更することについて、同意します。

製粉・精麦工場需給実績報告について

第1 趣旨

農産局長は、製粉・精麦工場（以下「製粉工場等」という。）において使用される原料及び製造される製品について、その需給及び在庫状況を的確に把握するため、製粉工場等の需給実績の実態調査を実施する。

第2 報告内容

製粉工場等が取り扱う、製品製造のために原料として使用する国内産麦及び外国産麦の仕入量、加工量並びに在庫量並びにこの原料により製造する製品の生産量、販売量及び在庫量とする。

第3 報告方法

農産局長は、表に掲げる製粉工場等に対し、毎月10日までに、様式3-I-14及び様式3-I-15により、第2の報告事項をメール等により報告させる。

【様式3-I-14】

【(P.麦販-48)】

【製粉工場需給実績報告】

第4 集計

報告を受けた農産局長は、全国集計する。

【様式3-I-15】

【(P.麦販-52)】

【精麦工場需給実績報告】

(表)

報告客体一覧表

1. 一般製粉工場及びコード

北海道	01	0102 日清製粉函館工場 0201 ニップン小樽工場 1103 木田製粉 1104 横山製粉 1105 江別製粉 3206 山本忠信商店
青森	02	
岩手	03	1201 東日本産業 1202 府金製粉
宮城	04	
秋田	05	
山形	06	1101 小川製粉
福島	07	1101 阿部製粉
茨城	08	0303 昭和産業鹿島工場
栃木	09	1104 笠原産業 3206 菊地製粉製麵所 3208 宇津木製粉製麵所 3210 鈴木製粉
群馬	10	2103 星野物産 1208 キリフチ製粉 1209 富田製粉工場 1213 上原製粉工場
埼玉	11	0401 日東富士製粉埼玉工場 1202 前田食品 1204 田中製粉
千葉	12	0102 日清製粉千葉工場 0206 ニップン千葉工場 0301 昭和産業船橋工場 1204 高橋製粉 2103 千葉製粉 3208 白鳥製粉
東京	13	0401 日東富士製粉東京工場 2108 かちどき製粉
神奈川	14	0101 日清製粉鶴見工場 0202 ニップン横浜工場
新潟	15	1101 丸栄製粉
富山	16	
石川	17	1101 金沢製粉
福井	18	
山梨	19	
長野	20	1102 柄木田製粉長野工場
岐阜	21	1201 サンミール
静岡	22	0401 日東富士製粉静岡工場 1202 鳥越製粉静岡工場
愛知	23	0101 日清製粉(名古屋・知多)工場 0202 ニップン名古屋工場 0403 日東富士製粉名古屋工場 1104 セントラル製粉 1105 興亜食糧 1108 西尾製粉 1111 山本製粉 1213 金トビ志賀
三重	24	2105 内外製粉 2106 平和製粉
滋賀	25	
京都	26	1101 井澤製粉
大阪	27	0201 ニップン大阪工場 1106 柄木田製粉大阪工場 2102 前田産業 2103 近畿製粉 2104 奥本製粉 2105 飯坂製粉
兵庫	28	0101 日清製粉東灘工場 0202 ニップン神戸甲南工場 0303 昭和産業神戸工場 2104 増田製粉所
奈良	29	1102 旭製粉
和歌山	30	
鳥取	31	
島根	32	
岡山	33	0101 日清製粉岡山工場 1102 丸正製粉 1103 小田象製粉
広島	34	2101 鳥越製粉広島工場
山口	35	
徳島	36	2101 徳島製粉
香川	37	0101 日清製粉坂出工場 1104 吉原食糧 1105 ホーコ製粉 1106 木下製粉
愛媛	38	
高知	39	
福岡	40	0102 日清製粉福岡工場 0201 ニップン福岡工場 0208 ニップン福岡那の津工場 1205 梅野製粉 1206 田中製粉 2103 鳥越製粉福岡工場 2105 大陽製粉
佐賀	41	2102 理研農産化工 3205 糸山製粉工場 3208 毛利製粉工場 3210 青木製粉
長崎	42	
熊本	43	2101 熊本製粉
大分	44	
宮崎	45	
鹿児島	46	
沖縄	47	2101 沖縄製粉

2. 精麦工場及びコード

北海道	01	
青森	02	
岩手	03	5301 東日本産業
宮城	04	5201 福田商会
秋田	05	
山形	06	
福島	07	
茨城	08	
栃木	09	5102 勅使川原精麦所
群馬	10	5306 北原商店
埼玉	11	5201 みたけ食品工業
千葉	12	
東京	13	
神奈川	14	5101 日本精麦 5102 濱田精麦 5103 協和精麦
新潟	15	5201 阿部精麦 5302 渋谷精麦
富山	16	
石川	17	
福井	18	
山梨	19	5101 はくばく
長野	20	
岐阜	21	
静岡	22	5101 永倉精麦
愛知	23	5101 福玉米粒麦 5104 豊橋糧食工業
三重	24	
滋賀	25	
京都	26	
大阪	27	
兵庫	28	
奈良	29	5101 三喜グループ
和歌山	30	5201 築野食品工業
鳥取	31	
島根	32	
岡山	33	5204 山陽精麦
広島	34	
山口	35	5203 国居精麦工場
徳島	36	5101 貞光食糧工業
香川	37	5101 高畠精麦 5203 合音精麦
愛媛	38	5102 植松食糧 5104 藤田精麦
高知	39	
福岡	40	5101 鳥越精麦 5102 中島精麦工業 5103 石橋工業 5104 浦精麦
佐賀	41	5101 松尾精麦
長崎	42	5203 島原食糧販売 5204 伊東精麦
熊本	43	5101 西田精麦 5204 人吉共栄
大分	44	5306 藤沢精麦工場 5307 サンクル
宮崎	45	5101 土持産業
鹿児島	46	5101 竹之内穀類産業
沖縄	47	

輸入麦買受資格承認申請書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地

商号又は名称

代表者

電話番号

輸入麦の買受けを行うことについて、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章 I 第2の2の(1)の規定に基づき、買受資格者としての承認を受けたいので申請します。

なお、当組合(連合会)に所属する構成員の需要に基づいて買い受けた輸入麦は、当該構成員に対し供給します。

また、申請者(代表者、代理人及び役員を含む。)は、麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないことを誓約します。

買受目的 (用途)			
工場所在地			
原料麦の処理能力	トン/月	輸入麦の年間 買受見込数量	トン
備考			

(注)1 買受目的(用途)の欄は、製粉用、味噌用、醤油用等具体的用途を記入すること。

2 申請の際には、法人にあっては、登記簿及び定款の写しを添付するものとする。

3 申請者が団体の場合は、所属構成員別の明細書を添付すること。

また、原料麦の処理能力、輸入麦の年間買受見込数量欄には、所属構成員の能力及び買受見込数量の合計を記入すること。

4 必要に応じて製造する製品に関する資料を添付すること。

5 なお書きは、申請者が団体の場合のみ記入すること。

別紙様式1【P.麦販-2 第3章 I 第2の2の(3)】

年 月 日

工 場 等 設 備 状 況 報 告 書

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

年 月 日現在における工場の所在地、設備状況及び加工能力等について下記のとおり報告します。

記

1 所在地

2 従業員数

(1) 役員 人 (2) 従業員 人 (うち加工(製造)従事者 人)

3 土地建物

敷地	事務所	工場	倉庫等
m ²	m ²	m ²	m ²

4 機械設備状況

種類	形式、大きさ、能力	台数

5 加工能力

(1) 直近1年間の実績

① 年間実績(年 月 ~ 年 月)

製品		
製品名	原料名	原料使用量
	トン	トン
	トン	トン

② 月別製造割合

年 月	計
原料麦使用量	100%

(2) 今後の計画

① 年間加工計画(年 月 ~ 年 月)

製品		
製品名	原料名	原料使用量
	トン	トン
	トン	トン

② 月別加工計画(概算)

年 月	計
原料麦使用量	100%

(注) 月別については、事業年度を記載の上、年間計に対する月別比率を記載すること。

別紙様式2【P.麦販-2 第3章 I 第2の2の(3)】

年 月 日

誓 約 書

農林水産省農産局長 殿

食糧用輸入麦の買受資格者(の共同購入者)※1となるに当たって、麦の流通に関する法令※2を遵守し、食糧用輸入麦を適正に使用することを誓約します。

所在地
商号又は名称
代表者

※1 組合等の共同購入者の場合は、「買受資格者」の後に「の共同購入者」を加えること。

※2 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)、飼料需給安定法(昭和27年 法律第356号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)及び食料供給困難事態対策法(令和6年法律第61号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

年 月 日

名称等の公表に関する同意書

農林水産省農産局長 殿

食糧用輸入麦の買受資格者となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所が公表されることに同意します。

また、食糧用輸入麦の売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、買受資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

所在地
商号又は名称
代表者

様式3- I -2の1【 P.麦販-3 第3章 I 第2の3の(4)】

資格確認通知書

番 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された食糧用輸入麦の買受資格者に係る資格の審査について、審査の結果、買受資格を有すると認めましたので通知します。

なお、所在地、名称、代表者、電話番号等連絡先、共同購入者名簿若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が食糧用輸入麦の買受資格者に係る資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出でください。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

通 知 書

番 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された食糧用輸入麦の買受資格者に係る資格の審査について、審査の結果、買受資格を有すると認められませんでしたので通知します。

理由：

輸入麦買受資格変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者
電話番号

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章 I 第2の4の(1)の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。

なお、届出者(代表者、代理人及び役員を含む。)は、麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更年月日

4 変更理由

(注)1 合併又は分割の場合には、合併又は分割契約書(新設分割の場合は計画書)、定款等を添付するものとする。

2 法人にあっては、登記終了後、速やかに登記簿謄本を提出するものとする。

番 号
年 月 日

商号又は名称

代表者 殿

農林水産省農産局長

買受資格停止通知書

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により買受資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

番 号
年 月 日

商号又は名称

代表者 殿

農林水産省農産局長

買受資格取消通知書

この度、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知)第3章 I 第2の5の規定により、下記のとおり輸入麦の買受資格の取消しを行うこととしたので通知する。

記

買受資格取消の理由

(備考)

買受資格の取消に該当する事実について、発生日時、概要等を記載する。

輸入麦壳買契約の履行に係る買受人窓口届出書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

下記のとおり、○年○月からの輸入麦壳買契約の履行に係る買受人窓口を届け出ます。

記

買 受 人 窓 口						
輸入港名	バース名	所 属	氏 名	連絡先等 (住所及び電話)	電子メールアドレス	備 考

- (注) 1 所属欄には、部署名を記入すること。ただし、他社に委託する場合は受託する会社名及び部署名を記入すること。
2 欄が不足する場合は、適宜行を追加すること。
3 本届出書の情報を買入受託者に農産局長が提供することに留意すること。

輸入麦壳買契約の履行に係る買受人窓口変更届出書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

下記のとおり、○年○月からの輸入麦壳買契約の履行に係る買受人窓口の変更を届け出ます。

記

旧買受人窓口

輸入港名	バース名	所 属	氏 名	連絡先等 (住所及び電話)	電子メールアドレス	備 考



新買受人窓口

輸入港名	バース名	所 属	氏 名	連絡先等 (住所及び電話)	電子メールアドレス	備 考

(注) 1 欄が不足する場合には、適宜行を追加すること。

2 本届出書の情報を買入受託者に農産局長が提供することに留意すること。

輸入麦買受申込書

申込書提出日： 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章I第5の3の規定に基づき、同要領第3章I別紙3-I-2を承知の上、下記のとおり買受申込みをします。
なお、当該買受申込みに係る販売の見積合せに参加します。

年 月買受分

記

(単位:トン)

輸入港名	ベース名	銘柄別数量						備考
		WW	SH	DNS	CW	ASW		

(注)

1 買受申込みの際にベースが確定していない場合は、同一輸入港内で荷揚げする可能性がある複数のベースを記入することができる。この場合、銘柄別数量内訳欄には、これらのうちいずれか一つのベースに申込数量を記入し、他のベースには数字の「0」を入力すること。

例：買受申込みの際に、ベースが確定しておらず、WW(3,000トン)及びCW(5,000トン)を同一港内の3つのベースで荷揚げする可能性がある場合は、以下のとおり入力する。

輸入港名	ベース名	銘柄別数量内訳					備考
		WW	SH	DNS	CW	ASW	
○○港	△△ベース	3,000			5,000		
○○港	□□ベース	0			0		
○○港	××ベース	0			0		

2 買受申込書は、不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、変更することはできない。

3 検収前又は検収後において、買受申込書に記載したベース以外にある保管場所へ移送する買受予定人は、その旨を速やかに買入受託者に連絡すること。

4 食糧麦備蓄対策事業実施要領(平成22年8月20日付け22総食第437号農林水産省総合食料局長通知)第7の規定に基づき、輸入麦の買受申込を行う場合は、備考欄にその旨を記入すること。

【留意事項】

買受申込人は、不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、買受申込みを行った輸入麦に係る見積合せに、必ず参加しなければならない。

農産局長は、買受申込みを行った買受資格者が売買契約を締結する意思を持って2の買受申込みをしていないと認めるときは、当該買受申込人について、売買契約を締結する意思がないことが判明した日から4か月の間、当該買受申込人からの買受申込みを受け付けない。